

令和7年3月21日

古賀市議会
議長 渡 孝二 様

文教厚生常任委員会
委員長 古賀 誠視

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について3月3日に委員会を開催しましたので、その審査結果を会議規則第110条の規定により報告します。

記

第3号議案 古賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

児童福祉法の一部改正により、乳児等通園支援事業を実施するため、条例を制定するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 児童福祉法の一部改正により、生後6カ月から満3歳未満までの保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、就労要件を問わず時間単位で利用できる、新たな通園制度として「乳児等通園支援事業」、通称「こども誰でも通園制度」が創設される。
2. 令和7年度から事業実施予定であり、実施するために設備や運営に関する基準について、国の基準をもとに条例で定める。
3. 県内では、把握している範囲では、福岡市、北九州市、宗像市、久留米市、古賀市の5自治体で条例制定の手続きを行っている。
4. 事業者への勧告が必要だと判断した場合、古賀市子ども・子育て会議に意見を求めたうえで、勧告を行う。

【意見】

(賛成意見)

- ・今後の制度運用について、古賀市子ども・子育て会議で審議され、国の最低基準より常に向上に努めると確認したが、適切に運営されることを望む。保護者や子どもにとって効果があるのかどうか注視していきたいとの意見を付し、賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第9号議案 古賀市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について

古賀市社会教育委員の定数を変更するため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 定数は10名であるが、平成31年以降子育てや介護等を理由に委員数が9名となり、欠員状態が続いている。
2. 欠員が生じた場合でも、定数「10名」を「10名以内」と改正することで、委員会の定数を確保し、組織の健全性を維持するとともに、委員会の活性化を図っていく。
3. 条例改正後も、委員数10人を確保できるよう注力していく。

【意見】

(賛成意見)

- ・定数を「10人以内」に改めることについて、現状は欠員があるものの、担当課からは10人の確保をめざす強い意志が確認された。また、社会教育委員会や社会教育の周知啓発、人材の発掘・確保のためには、社会教育分野のさらなる振興が必要であり、その取組がしっかりと行われることを期待し、賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第10号議案 古賀市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

介護保険法施行規則の一部改正に伴う改正のほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 古賀市介護保険運営協議会が必要と認めた場合、常勤専任である現行の地域包括支援センターの職員数について、例えば、週3日勤務と週2日勤務の2人の職員を配置することで、1人分とみなす常勤換算方式を採用し、配置基準を満たすことができるようにする。
2. 古賀市介護保険運営協議会が必要と認めた場合、複数の地域包括支援センターを一つの区域として、各センターに配置すべき3職種の常勤職員数を合算して配置することで、それぞれのセンターの配置基準を満たすことができる。
3. 現在、古賀市では3職種の常勤職員の人員配置について、定数を満たしており、人材確保が困難な状況にはない。

【意見】

(賛成意見)

- ・国全体の問題意識として、専門的人材の確保が難しいため、弾力的な運用で対応するという趣旨の条例改正であることを確認した。しかし、特定の圏域で人員が不足し、全体でカバーするという発想は、地域に寄り添い支援する地域包括支援センターの趣旨からすれば疑問が残る内容だと感じる。古賀市においては、現時点で定数どおり人員が確保できているとのことだが、今後そうした問題が生じないように、地域共生社会の形成に向けた国の財政支援の確保・増強を求めるとともに、古賀市独自での人材発掘、養成、確保に尽力してほしいとの意見を付し、賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。